

日EU経済連携協定（EPA）に関するファクトシート

外務省経済局

平成29年7月6日

【目次】

I	日EU・EPAの意義	- 2 -
II	市場アクセス交渉の結果	- 3 -
1	物品市場アクセス	- 3 -
2	物品以外の市場アクセス	- 9 -
(1)	サービス	- 9 -
(2)	自然人の入国及び一時的な滞在	- 9 -
(3)	投資	- 9 -
(4)	政府調達	- 10 -
III	ルール分野の概要	- 11 -
(1)	総則	- 11 -
(2)	物品貿易一般ルール	- 11 -
(3)	貿易救済	- 11 -
(4)	原産地規則	- 11 -
(5)	税関・貿易円滑化	- 11 -
(6)	衛生植物検疫（SPS）措置	- 11 -
(7)	貿易の技術的障害（TBT）	- 12 -
(8)	サービス	- 12 -
(9)	投資	- 12 -
(10)	電子商取引	- 13 -
(11)	資本移動・支払・移転	- 13 -
(12)	反トラスト及び企業結合	- 13 -
(13)	国有企業	- 13 -
(14)	補助金	- 13 -
(15)	知的財産（地理的表示を含む。）	- 13 -
(16)	政府調達	- 14 -
(17)	コーポレート・ガバナンス	- 14 -
(18)	貿易と持続可能な開発	- 14 -
(19)	農業協力	- 14 -
(20)	規制協力	- 15 -
(21)	中小企業	- 15 -
(22)	透明性	- 15 -
(23)	紛争解決	- 15 -
(24)	最終規定	- 15 -

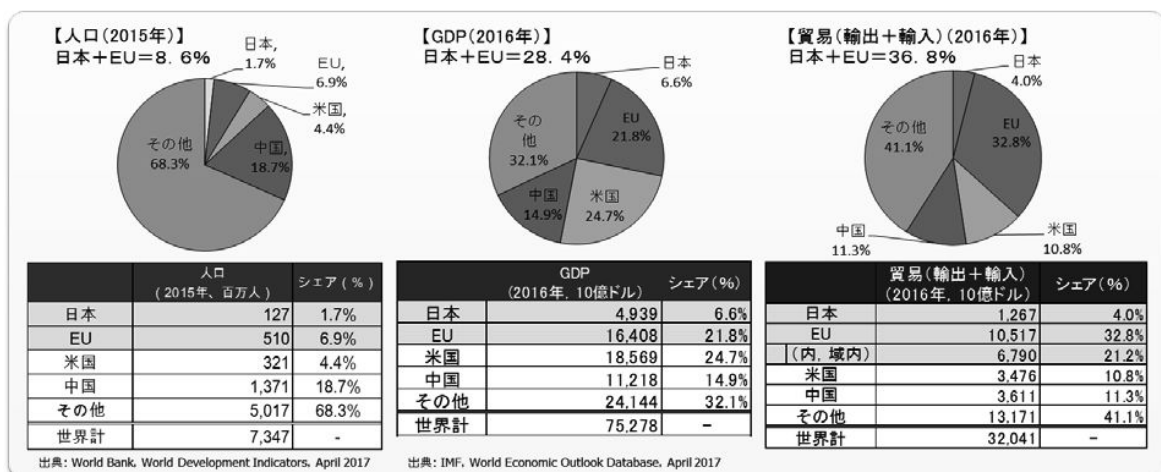
I 日EU・EPAの意義

(1) 戦略的意義

- EUは我が国にとって、民主主義、法の支配、基本的人権といった基本的価値を共有する重要なグローバルパートナー。
- 本協定は、戦略的パートナーシップ協定（SPA）と共に、日EU関係を新たな戦略的な水準に高めるもの。
- 本協定は、日本とEUとの間で、自由で、公正な、開かれた国際貿易経済システムの強固な基礎を構築するもの。
- 保護主義的な動きがある中で、日EUが自由貿易の旗手として、その旗を高く掲げ続けるとの強い政治的意思を示すことができたことは誇るべき成果であり、世界に対する力強いメッセージ。
- 本協定は、質の高い協定として、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデルとなるもの。

(2) 経済的意義

- EUは、総人口は約5.1億人、世界のGDPの約22%、我が国輸出入総額の約11%を占め、我が国にとっての主要貿易・投資相手。EPAにより、巨大なEU市場の取込みが実現。
- その結果として、総人口約6.4億人、世界のGDPの約28%、世界貿易の約37%を占める日本とEUによる、世界で最大級の規模の、自由な先進経済圏が新たに誕生することになる。
- EPAは、相互の市場開放等による貿易・投資の活発化、雇用創出、企業の競争力強化等を含む日EU双方の経済成長に資するもの。EUとの戦略的関係を強化するのみならず、我が国の成長戦略の重要な柱。



Ⅱ 市場アクセス交渉の結果

1 物品市場アクセス

<日本市場へのアクセス>

(1) 農林水産品

(概要)

- 米について関税削減・撤廃等からの「除外」を確保したほか、麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割当てやセーフガードなどの有効な措置を獲得し、農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置を確保。
- 乳製品のうち、ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含め一括して関税割当てに留め、枠数量については、意欲ある酪農家の生産拡大の取組に水を差さないよう、国産と輸入を含めた国内消費の動向を考慮して国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。また、脱脂粉乳・バターについては国家貿易を維持した上で、限定的な民間貿易枠を設定するに留めたほか、TPPでは関税撤廃となったホエイを関税削減に留めた。
- 豚肉は、差額関税制度を維持し、分岐点価格を維持したほか、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保した。
- 牛肉は、長期の関税削減期間と輸入急増に対するセーフガードを確保した。
- 林産物は、構造用集成材等の即時関税撤廃を回避し、一定の関税撤廃期間を確保した。

(米)

- ・ 関税削減・撤廃等からの「除外」を確保。

(麦)

- ・ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ・ ごく少量の関税割当て枠（EU枠）※を設定（国家貿易・SBS方式）。

※ 総輸入量の約 0.005%

(麦芽)

- ・ 現行の関税割当て制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ・ EUからの現行輸入実績を下回る関税割当て枠（EU枠：無税）※を設定。

※ 輸入実績の約 4 分の 3

(砂糖)

- ・ 現行の糖価調整制度（輸入品と国産品の価格調整を通じて国内生産の安定を図るための制度）を維持。
- ・ 粗糖・精製糖については、少量の新商品開発のための試験輸入枠（無税・無調整金）を設定。

(でん粉)

- ・ 現行の糖価調整制度を維持するとともに、枠外税率を維持。
- ・ 近年の輸入実績相当の関税割当て枠（EU枠）※を設定。

※ 糖化・化工でん粉用は調整金を徴収。糖化・化工でん粉用以外のばれいしょでん粉のうち、片栗粉用等について国産ばれいしょでん粉の購入を条件として無税。

(豚肉)

- ・差額関税制度を維持（分岐点価格（524円/kg）を維持）。
- ・長期の関税削減期間（10年）と輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 従量税削減部分の発動基準数量：5年目：63,000トン→10年目：105,000トン

(牛肉)

- ・関税削減で16年目に9%とし、輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 発動基準数量：初年度：43,500トン→16年目：53,195トン

(乳製品)

● 脱脂粉乳・バター等

- ・国家貿易を維持した上で、民間貿易によるEU枠を設定。数量※は、最近の追加輸入量の範囲内。

※ 初年度12,857トン→6年目15,000トン（生乳換算）

● ホエイ

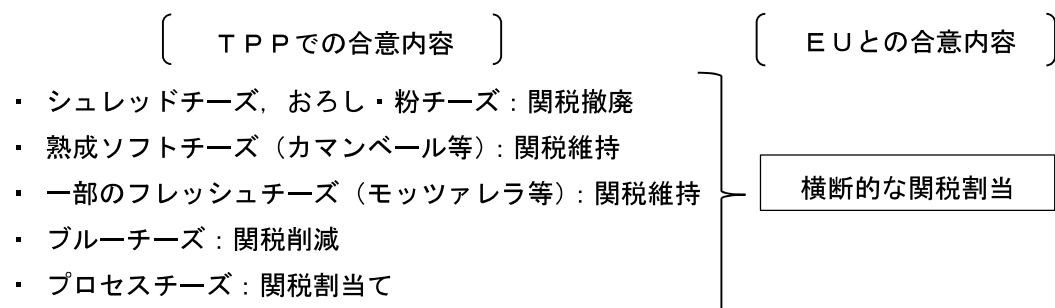
- ・脱脂粉乳（たんぱく質含有量34%）と競合する可能性の高いホエイ（たんぱく質含有量25-45%）について、関税削減に留め（TPPでは関税撤廃）、11年目以降もTPPにおける初年度の関税水準の3割を維持。
- ・輸入急増に対するセーフガード※を確保。

※ 発動基準数量：21年目：8,011トン（脱脂粉乳の国内生産量の6%弱の水準）

● チーズ

- ・ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた、横断的な関税割当て（枠内税率は段階的に引き下げ、16年目に無税）とし、枠数量※は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。

※ 初年度20,000トン→16年目31,000トン、17年目以降の枠数量は国内消費の動向を考慮して設定。



- ・主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ（チェダー、ゴーダ等）やクリームチーズ（乳脂肪45%以下）等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保（16年目に撤廃）。
- ・プロセスチーズ原料用チーズの国産抱合せ無税の関税割当制度は維持。

(パスタ、チョコレート菓子等の加工品)

- ・パスタ（マカロニ、スパゲッティ）、チョコレート菓子等の加工品については関税

撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保（パスタ、チョコレート菓子、キャンディーは１１年目、ビスケットは６～１１年目に、それぞれ撤廃）。

（林産物）

- ・構造用集成材，ＳＰＦ製材等の林産物１０品目について，関税撤廃するものの，即時撤廃を回避し，一定の撤廃期間を確保（段階的削減を経て８年目に撤廃）。

（水産物）

- ・海藻類（のり，こんぶ等）は，関税撤廃等からの「除外」を確保。
- ・あじ，さば等は，長期の撤廃期間を確保（１６年目に撤廃等）。
- ・なお，漁業補助金については，禁止補助金の対象外。

（酒類）

- ・ワイン（ボトルワイン，スパークリングワイン等）については，関税を即時撤廃。
- ・清酒，焼酎等については，関税を１１年目に撤廃。

（たばこ）

- ・紙巻たばこ（現在は，暫定税率で無税）については，協定税率として無税。
- ・手巻きたばこ，加熱式たばこについては，関税を６年目に撤廃。
- ・葉巻たばこについては，関税を１１年目に撤廃。

（塩）

- ・精製塩については，関税を１１年目に撤廃。

（２）工業製品

- 工業製品（経済産業省所管品目）について，品目数及び輸入額（日本向け約５．６兆円）で，１００％が関税撤廃。
- ＥＰＡ発効時点で，工業製品の無税割合が７７．３％から９６．２％に直ちに上昇。
- 化学工業製品，繊維・繊維製品等については，即時撤廃。
- 皮革・履物（現行税率最高３０％）については，１１年目又は１６年目に撤廃。

<ＥＵ市場へのアクセス>

（１）農林水産品

（概要）

○牛肉，茶，水産物等の輸出重点品目を含め，ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得（ほとんどが即時撤廃）し，５億人を超えるＥＵ市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備。

品目	現行関税	合意内容
醤油等調味料	7.7%（醤油）	即時撤廃
ほたて貝	8%（冷凍）	関税撤廃（８年目）
緑茶	3.2%（3kg 以下の小口用）	即時撤廃
牛肉	12.8%+141.4～304.1€/100kg	即時撤廃

花き	6.5%, 8.3% (植木・盆栽・鉢もの), 8.5%, 10% (切り花)	即時撤廃
ぶり	15% (冷凍フィレ)	即時撤廃
青果物	12.8% (かんきつ (ゆず等)) 9.5 ユーロ/100kg (ながいも)	即時撤廃
林産物	6%～10% (合板等)	即時撤廃
豚肉※	46.7～86.9 ユーロ/100 kg	即時撤廃
鶏肉※	6.4%, 18.7～102.4 ユーロ/100 kg	即時撤廃
鶏卵※ (粉卵等含む)	16.7～142.3 ユーロ/100kg	即時撤廃
乳製品※	118.8 ユーロ/100kg 等 (脱脂粉乳) 189.6 ユーロ/100kg 等 (バター)	即時撤廃

(注1) コメは、相互に「除外」。

(注2) ※は、現在、輸出解禁に向け協議中の品目。

(酒類)

○日本産酒類の輸出拡大に向け、関税撤廃に加えて、輸入規制の撤廃や日本産酒類の G I の保護を確保。

- ・全ての酒類の関税を即時撤廃。

- ・「日本ワイン」の輸入規制 (醸造方法・輸出証明) の撤廃。

これまで、EU域外からEU域内への輸出は、EUワイン醸造規則に適合したものしか認められず、適合している旨の公的機関による証明書を義務付け。

⇒新たに、EUは「日本ワイン」の醸造方法を容認 (補糖、補酸、ぶどう品種の承認等)。

⇒協定発効後は、「日本ワイン」の自由な流通・販売が可能。また、業者の自己証明の導入により、コスト負担が軽減。

(注) 主要なワイン添加物について、日EUそれぞれが申請手続きを開始。これにより、国内ワイン業者にとっても、EUで承認されたワイン添加物が使用できるようになることが期待される。

(参考) 「日本ワイン」とは、国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造した果実酒をいう。国際的な認知の向上等のため、ワインの表示ルールとして策定された「果実酒等の製法品質表示基準」において定義が定められている (平成27年10月)。

- ・単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和。

これまで、700mlや1,750ml等の決められた容量以外の容器は流通不可。

⇒協定発効後は、焼酎の四合瓶や一升瓶での輸出が可能。

- ・G I 「日本酒」などの酒類 G I の相互保護。

⇒模造品等の流通が防止され、ブランド価値向上が期待できる。G I 「日本酒」が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来にわたり日本酒のブランド価値保護が実現される。

(たばこ・塩)

- ・全ての品目の関税を即時撤廃

(2) 工業製品

(全体)

- 工業製品（経済産業省所管品目）について、品目数及び輸出額（EU向け約5.8兆円）で、100%の関税撤廃を達成。
- EPA発効時点で、工業製品の無税割合が38.5%から81.7%に上昇。

(乗用車)

- 乗用車（現行税率10%）は、8年目に撤廃。

(自動車部品)

- 自動車部品（ギヤボックスの現行税率3.0%～4.5%，乗用車タイヤの現行税率4.5%，エンジン関連部品の現行税率2.7%等）に関し、貿易額ベースで92.1%の即時撤廃で合意。
- これは、TPPにおける米国の譲許内容及び韓国EU・FTAにおける欧州の譲許内容を上回る高い水準。

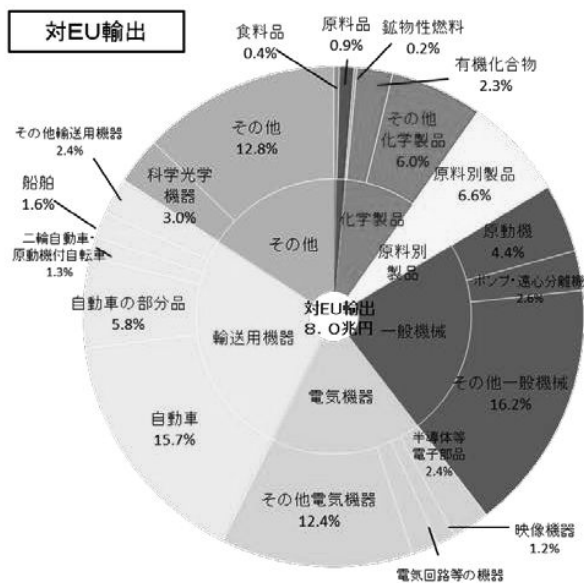
<自動車部品の即時撤廃率>

- －EU：品目数：91.5%，輸出額：92.1%
- －TPP：品目数：87.4%，輸出額：81.3%
- －韓EU：品目数：92.7%，輸出額：90.2%

(その他)

- 自動車・自動車部品に次ぐ主力分野である一般機械は、輸出額ベースで86.6%，化学工業製品は88.4%，電気機器は91.2%の即時撤廃を実現。
- 14%の高関税が課されていたカラーテレビは、6年目に撤廃。

※ 貿易額は2012年，1ユーロ＝102.5996円換算。

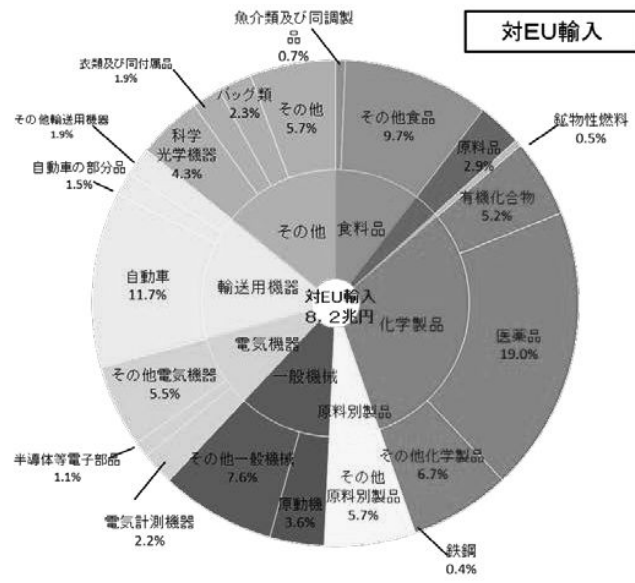


【分類別シェア】

食料品	0.4%
原料品	0.9%
鉱物性燃料	0.2%
化学製品	8.3%
原料別製品	6.6%
一般機械	23.2%
電気機器	17.8%
輸送用機器	26.9%
その他	15.8%

【概況品別上位10品目】

1自動車	15.7%
2原料別製品	6.6%
3自動車の部分品	5.8%
4原動機	4.4%
5科学光学機器	3.0%
6ポンプ・遠心分離機	2.6%
7半導体等電子部品	2.4%
8有機化合物	2.3%
9電気回路等の機器	1.7%
10映像機器	1.2%



【分類別シェア】

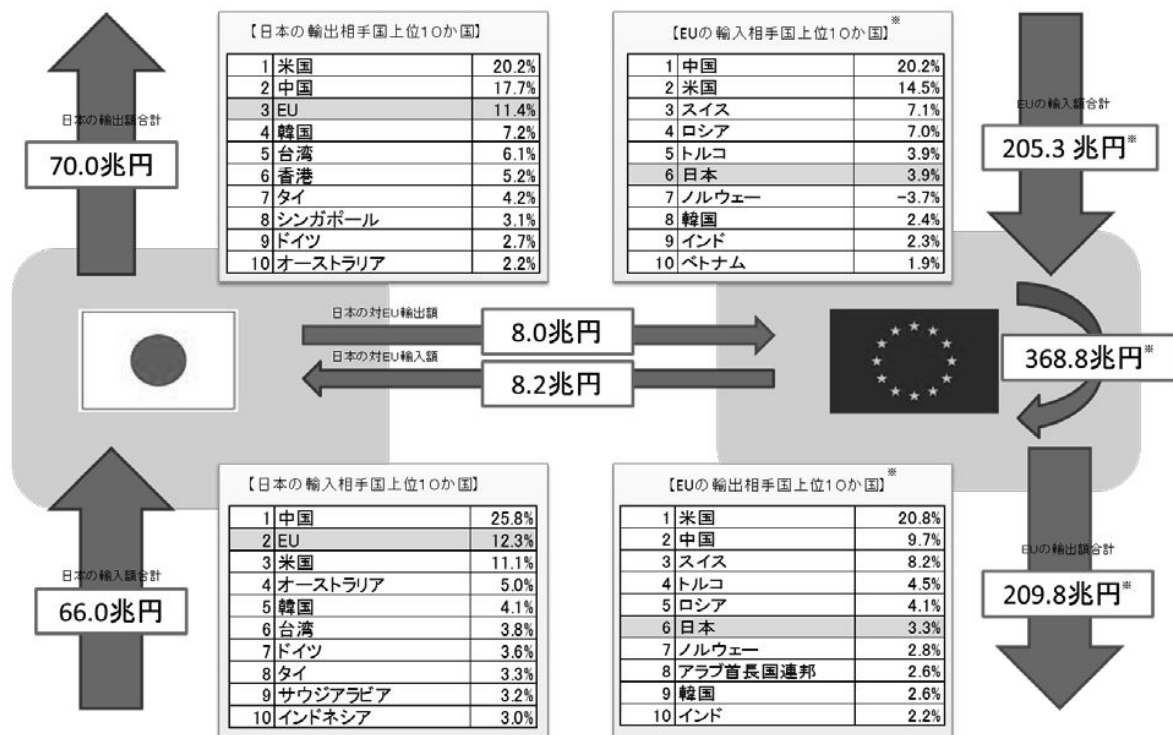
食料品	10.4%
原料品	2.9%
鉱物性燃料	0.5%
化学製品	30.9%
原料別製品	6.1%
一般機械	11.2%
電気機器	8.7%
輸送用機器	15.1%
その他	14.2%

【概況品別上位10品目】

1医薬品	19.0%
2自動車	11.7%
3有機化合物	5.2%
4科学光学機器	4.3%
5原動機	3.6%
6原料品	2.9%
7バック類	2.3%
8電気計測機器	2.2%
9衣類及び同付属品	1.9%
10自動車の部分品	1.5%

【貿易】日EU相互関係(2016年)

* 1€=120.20円 (Eurostat exchange rate 2016) で計算



※についてはEurostatのデータを使用しており、それ以外は財務省のデータを使用。

(出典: 財務省 貿易統計, Eurostat Database)

2 物品以外の市場アクセス

(1) サービス

- サービス分野の市場アクセス改善については、特定の約束を行った分野のみ自由化の対象となる「ポジティブ・リスト」方式のサービスの貿易に関する一般協定（GATS）と比較して、原則全てのサービス分野を自由化の対象とし、自由化を留保する措置や分野を列挙する「ネガティブ・リスト」方式を採用した。
- また、サービスの個別分野毎の自由化の内容についても、GATSと比較して、EU側が自由化を約束した分野が拡大した。
- なお、日本は、既存の国内法令に加え、社会事業サービス（保健、社会保障及び社会保険等）、初等及び中等教育サービス、並びにエネルギー産業等について包括的な留保を行っており、必要な政策の裁量を確保。

(2) 自然人の入国及び一時的な滞在

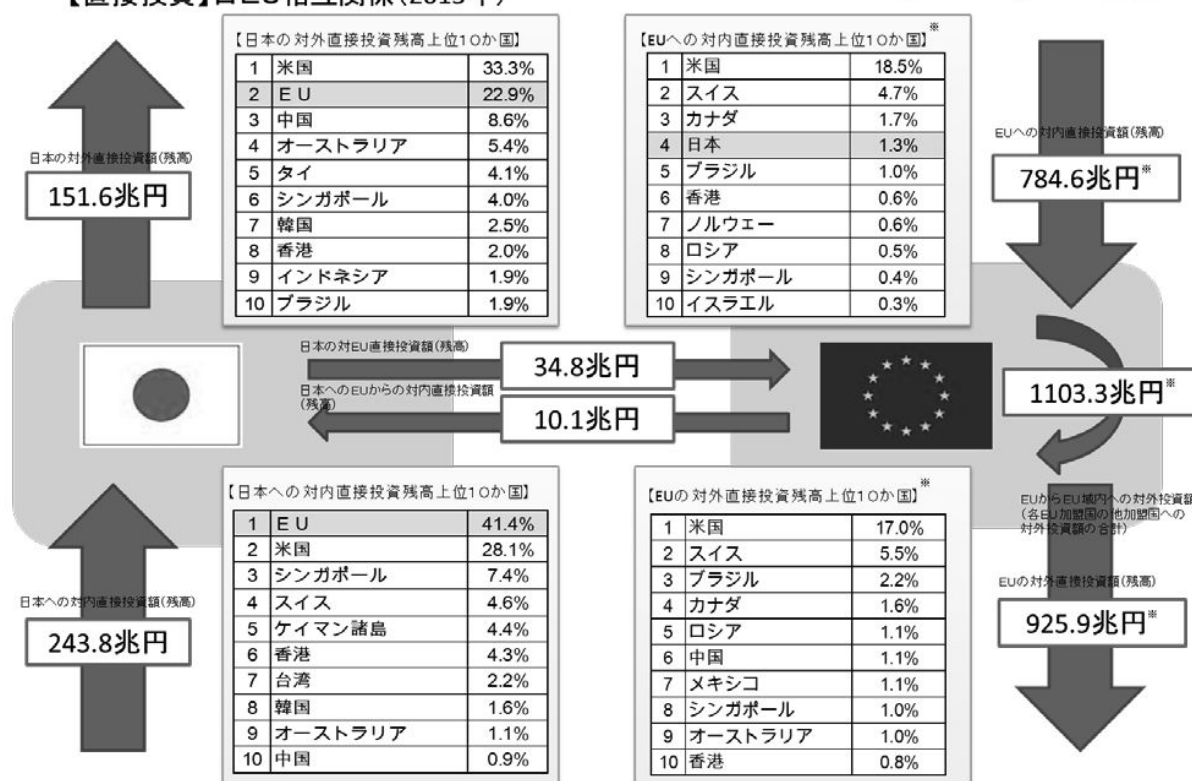
- 日EU双方が、設立目的の商用訪問者、投資家、企業内転勤者、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家、短期の商用訪問者、同行する配偶者及び子につき約束。（下線は、GATSでEUが約束していない区分。）

(3) 投資

- 原則全ての分野を自由化の対象とし、自由化を留保する措置や分野を列挙するネガティブ・リスト方式を採用し、透明性の高い自由化約束を確保。
- なお、日本は、既存の国内法令に加え、社会事業サービス（保健、社会保障及び社会保険等）、初等及び中等教育サービス、並びにエネルギー産業等について包括的な留保を行っており、必要な政策の裁量を確保。

【直接投資】日EU相互関係(2015年)

* 1€=134.31円(Eurostat exchange rate 2015)で計算



(出典: 日本銀行国際収支統計, Eurostat Database)

※ についてはEurostatのデータ(最新版は2017年のもの)を使用しており、それ以外は日本銀行のデータを使用。

(4) 政府調達

- 日EU共にWTO政府調達協定(GPA)に加盟していることから、GPAでそれぞれが約束している調達機関や物品・サービス等を基本とし、日EU供給者の政府調達市場への参加を促進するため、日EU双方が市場アクセスの改善を実現した。例えば、日本側は、都道府県・指定都市が設立する地方独立行政法人等に対象を拡大、また、中核市の一般競争入札による一定基準額以上の調達(建設サービスを除く)に限り、これまでどおり入札参加者の事業所の所在地を資格要件として定めることを可能としつつ、EU供給者も参加できるようにするなど、WTO等の現行の国際協定とは異なる特別なルールを適用する。EU側は、フランス等の13の国の調達機関を新たに対象として追加する。
- 日EUともに競争力を有する鉄道分野の政府調達についても、市場アクセス拡大のための措置を双方がとることとなり、日本側が安全注釈(運転上の安全に関連する調達をGPAの対象外とすることができる注釈)を撤廃し、EU側は、GPAでは日本企業を除外できるとしている車両を含む鉄道産品の一部の調達市場を日本に開放する。

Ⅲ ルール分野の概要

- ルールについては、以下のような分野が規定されている。
- 前文、総則、物品貿易一般ルール、貿易救済、原産地規則、税関・貿易円滑化、衛生植物検疫（ＳＰＳ）措置、貿易の技術的障害（ＴＢＴ）、サービス、投資、電子商取引、資本移動・支払い・移転、反トラスト、国有企業、補助金、知的財産（地理的表示を含む）、政府調達、コーポレート・ガバナンス、貿易と持続可能な開発、農業協力、規制協力、中小企業、紛争解決、最終規定等。
- 各分野の概要は以下のとおり（項目立ては最終的な章立てを予断するものではない。）。

（１）総則

- 本協定の目的及び用語の定義について規定。

（２）物品貿易一般ルール

- 物品の貿易に関して、譲許表に従い関税を撤廃又は削減することを規定するとともに、内国民待遇、輸出入の制限、再製造品の取扱い、輸出入許可手続、輸出入に関する手数料及び手続、輸出税等、物品の貿易を行う上での基本的なルールについて規定。

（３）貿易救済

- 本協定に基づく関税の譲許により、特定の製品の輸入が増加し、国内産業に重大な損害を与え、又はそのおそれがある場合、当該製品に対し、一時的に緊急措置（セーフガード措置）をとることができることを規定するとともに、その発動に当たり必要となる手続的要件について規定。また、ダンピング防止措置及び相殺関税措置についても規定。

（４）原産地規則

- 輸入される製品について、関税の撤廃又は削減（関税上の特惠待遇）の対象となる原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等について規定。

（５）税関・貿易円滑化

- 税関手続について透明性及び予見可能性のある適用を確保し、簡素化を図るとともに、通関の迅速化等について規定。また、貿易円滑化の促進や関税法令違反の防止を図るための税関当局間の協力についても規定。

（６）衛生植物検疫（ＳＰＳ）措置

- 人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な措置を科学的な原則に基づいてとる権利を認めた上で、各締約国が実施する衛生植物検疫措置が貿易に

対して不当な障害をもたらすことのないようにすることを確保する規定を設けている。具体的には、WTO・SPS協定の権利と義務の再確認、SPS措置に係る手続の透明性向上、技術的協議の開催等について規定しており、日本の制度変更が必要となる規定は設けられておらず、日本の食の安全が脅かされることはない。

（７）貿易の技術的障害（TBT）

- 強制規格、任意規格及び適合性評価手続が貿易の不必要な障害とならないようにするための手続や透明性の確保等を規定。具体的には、強制規格等を導入する際の手続の適正化、意見募集期間の明確化、双方の制度に関する情報交換等について規定。

（８）サービス

- 越境形態によるサービスの提供に関し、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス（数量制限の禁止等）等について規定。原則全てのサービス分野を対象とした上で、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス等の義務が適用されない措置や分野を附属書に列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）を採用し、協定発効後に自由化の程度をより悪化させないことを約束するいわゆるラチェット条項がある。その他、金融サービス（金融規制協力を含む。）、電気通信サービス、郵便・クーリエサービス、国際海上運送サービス等に関する個別のルールを置いている。
- 自然人の入国及び一時的な滞在に関しては、締約国間の商用目的の自然人の入国及び一時的な滞在の許可、許可の要件、申請手続の迅速化及び透明性の向上、滞在中の活動等について規定。申請手続の迅速化には、EU域内での日本人の転勤に関する手続の簡素化が含まれる。
- また、正当な政策目的等に基づく規制措置を採用することが妨げられないことが確認されている。

（９）投資

- 投資財産設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇、市場アクセス、特定措置の履行要求の禁止、公正衡平待遇、正当な補償等を伴わない収用の禁止等について規定。
- 我が国は、これまで、いずれのEU加盟国との間においても投資関連協定（投資協定及びEPA投資章）を締結しておらず、EU加盟国との間で投資保護のルールが新たに定められることになる（エネルギー分野の投資保護を定めたエネルギー憲章を除く。）。主な規定は、以下のとおり。
 - ①投資財産の設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇
 - ②市場アクセス（投資における市場参入の際の数量制限、形態制限、外資制限を採用、維持できないことを定めており、これまでの投資関連協定には含まれていなかったもの）

- ③投資家に対する特定の措置の履行要求の禁止（例：ローカルコンテンツ要求，技術移転要求，投資家が締結するライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止（例えば，特定のロイヤリティ率の採用を義務づけることの禁止），特定技術使用要求の禁止等）
 - また，投資受入国が正当な政策目的等に基づく規制措置を採用することが妨げられないことが確認されている。
- 【投資家と国家の紛争解決（ISDS）】
- ISDSに関しては，日EU間で協議を継続。

（１０）電子商取引

- 日EU間における電子的な送信に対する関税賦課の禁止，ソースコード開示要求禁止，電子商取引の利用に係る消費者保護に係る措置を採用・維持することの重要性，電子署名や電子的な手段による契約等について，電子的な形式であることのみを理由に原則として法的効力が否定されてはならないこと等について規定。

（１１）資本移動・支払・移転

- 日EU間で行われる資本の移動や資金の支払い等は原則自由に行われること，一定の特別な状況が生じた場合にこれを例外的に制限できるセーフガード措置等について規定。

（１２）反トラスト及び企業結合

- 公正で自由な貿易・投資を確保するために，反競争的行為に対して適切な措置をとること及び反競争的行為に対し当局間で互いに協力することについて規定。

（１３）国有企業

- 自由な貿易・投資を確保するために，国有企業及び指定独占企業等が，物品又はサービスを購入し，又は販売するに当たり，商業的考慮に従って行動すること，及び他方の締約者の企業に対して内国民待遇を与えることを確保すること等を規定。

（１４）補助金

- 自由な貿易・投資を確保するために，特定性のある補助金について，通報，協議及び一定の種類の補助金の禁止等を規定。現行の措置で対応可能。

（１５）知的財産（地理的表示を含む）

【知的財産一般】

- 本章は，特許，商標，意匠，著作権及び関連する権利，地理的表示，植物の新品種，営業上の秘密及び医薬品等の開示されていない試験データその他のデータ等の知的財産を対象とする。日EU双方とも既に高いレベルの知的財産保護制度を有しているところ，これらの知的財産について，WTO協定の一部である「知的

所有権の貿易関連の側面に関する協定」(T R I P S 協定)よりも高度又は詳細な規律を定める観点から、十分かつ効果的な保護を確保するとともに、知的財産に関する制度の運用における透明化、知的財産権の行使(民事上の救済に係る権利行使手続及び国境措置に係る権利行使)、協力及び協議メカニズム等について規定し、もって、知的財産権の保護と利用の推進を図る内容となっている。

【地理的表示(G I)】

- 農産品及び酒類G I(日本酒など)の保護のための双方の制度と保護の対象を確認し、T R I P S 協定第23条と概ね同等の高いレベルでの相互保護を目指すことを確認。相互保護に必要な手続を取ることを確認。

(16) 政府調達

- 本協定が対象とする調達機関が、基準額以上の物品・サービスを調達する際の規律を規定。
- 具体的には、日EUが共に加入しているW T O 政府調達協定(G P A)が規定する、入札における無差別原則等の原則を再確認するとともに、入札の手続、調達手続における透明性・公平性を確保するためのメカニズム、適用範囲の修正・訂正の手続等について規定。また、本章の効率的で円滑な実施を確保するための委員会を設置。

(17) コーポレート・ガバナンス

- 健全なコーポレート・ガバナンス(企業統治)の発展という観点から、日EU双方の既存の制度等を踏まえ、各国の状況に応じた柔軟な対応を確保できる規定とすべきとの方針で、目的、定義、一般原則を定めるとともに、株主の権利、取締役会の役割等に係る基本的要素について規定。

(18) 貿易と持続可能な開発

- 貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野に関し、労働者の基本的権利(結社の自由・団体交渉権、強制労働の撤廃、児童労働の廃止、雇用・職業に関する差別の撤廃)の尊重、貿易又は投資に影響を及ぼす態様による環境・労働関係法令からの逸脱の禁止、多数国間環境条約といった環境・労働に関連する国際約束の重要性の確認、環境技術の促進等における日EU間での協力促進について規定。また、同章を効果的に実施するための特別委員会の設置や、同章に関連した市民社会との共同対話の開催等について規定。

(19) 農業協力

- 日EU間の更なる経済発展に向け、農林水産品・食品等の輸出入を促進するための特別委員会の設置等、日EU政府間の枠組みについて規定。また、安全で良質な農林水産品を提供するために高度な生産を行っている日EU間の農林水産分野における協力について規定。

（２０）規制協力

- 貿易、投資に関する日ＥＵそれぞれの規制について、規制案の事前公表、意見提出の機会の提供、事前・事後の影響評価、情報交換、日ＥＵ間の協力等を推進するための委員会の設置等について規定。
- 動物福祉に関しては、日ＥＵ双方がそれぞれの法令への理解を深めるため、両者の利益にかなう形で協力することとし、作業計画の作成、情報交換のための作業部会の設置について規定。

（２１）中小企業

- 各締約者は本協定に関連する情報を掲載するための自らのウェブサイトを開設し、中小企業が日ＥＵそれぞれの市場に参入するために必要な情報を含めることや、日ＥＵそれぞれにおいて中小企業のための連絡部局を設置すること等を規定。

（２２）透明性

- 本協定の対象となる事項に関する法令等を速やかに公表すること、提案された法令等への意見提出のための合理的な機会を与えること、行政上の行為の審査及び是正のため司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持すること等について規定。

（２３）紛争解決

- 本協定の解釈又は適用に関する日ＥＵ間の紛争を解決する際の協議、仲介、パネル手続等について規定。

（２４）最終規定

- 本協定の改正、効力発生、正文等について規定。
- 本協定の実施、運用等に関する問題の検討等を行う合同委員会の設置及びその任務・意思決定の方式、合同委員会の下に置かれる特別委員会等の設置、日ＥＵ間の連絡を円滑にするための連絡部局の指定等の組織的事項について規定。

（了）